

## 研究ノート

# 台湾著作権法における貸与権と その消尽規定について

林 季 陽\*

- I 本稿の課題と先行研究
- II 台湾著作権法における貸与権とその消尽原則
- III 台湾著作権法における貸与権の消尽に関する裁判例（1990年—2016年）
- IV 日台の対比 — 貸与権の立法経緯、権利対象と内容及び関連業界の状況
- V むすび

## I 本稿の課題と先行研究

日本著作権法においても台湾著作権法においても、貸与権（日本現行法 26 条の 3、台湾現行法 29 条）という著作者や実演家、レコード製作者の経済的利益に大きな影響を与える権利が設けられているが、それらの背景となっていた立法事情が異なるため、それらの権利対象及び制限規定の内容の一部にも差異が生じる。特に、台湾法では、日本法にはない貸与権の消尽規定<sup>1)</sup>が 1990 年に定められ、台湾における著作権侵害訴訟では、当該規定の適用の有無は刑事責任の追及に高度に関与しており、よく争われてきた。したがって、台湾に進出している日本の企業、権利者及び実務家にとって、台湾著作権法における貸与権とその消尽

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 17 巻第 1 号 2018 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程、台湾弁護士

1) 台湾法の関連文献では、当該消尽規定はよく消尽原則と混用されている。その理由は、かかる規定はファーストセール・ドクトリン（First sale doctrine）から導出されるものと見られるからである。

規定の全体像への認識は不可欠である。しかしながら、この点についての日本における先行研究はほとんど見られない。故に、本稿の目的は二つである。一つめは、台湾著作権法における貸与権及びその消尽規定の立法経緯、権利対象を整理し、かかる著作権法制の背景的事情（例えば、立法当時の視聴覚著作物レンタル関連業界の状況、TRIPs条約を含む関連条約との関係など）を明らかにして、訴訟実務上の重要な問題点と裁判例の傾向を示すことである。そして、二つめは、関連レンタル業界の現行秩序を台湾著作権法における貸与権に関する一連の立法が貸ビデオ業界に与える影響に注目して明らかにすることである。

## II 台湾著作権法における貸与権とその消尽原則

### 1. 現行法上の関連規定

現行台湾著作権法（以下、「現行法」という）第29条は著作物の貸与権（原文：出租権<sup>2)</sup>）について、「1、著作者は本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を貸与する権利を専有する。2、実演家は録音著作に複製された実演について、その著作物を貸与する権利を専有する<sup>3)</sup>」と規定している。

現行法第60条は貸与権の消尽規定について、「1、著作物の原作品又はその適法な複製物の所有者は、その原作品又は複製物を貸与することができる。ただし、録音及びコンピュータープログラム著作はこれを適用しない。2、貨物、機器又

---

2) 日本著作権法上、有償・無償を問わず、貸与行為全般に貸与権を認めているため（2条8項）、日本民法上の賃貸借（601条）、使用貸借（593条）と消費貸借（587条）が貸与であることといえるが、消費貸借に該当する場合は現実にはないという見解がある。加戸守行『著作権法逐条講義』76頁（著作権情報センター、六訂新版、2013）を参照。

それに対して、台湾法における「出租」（台湾民法421条1項）は「出租とは、当事者の一方が他方に物を賃貸して使用収益させ、他方が賃料を支払うことを約定する契約をいう。」としており、日本民法601条の賃貸借に相当するため、台湾著作権法における「出租権」は有償なものに限られ、日本著作権法上の貸与権のうち、有償貸与に相当する部分にすぎない。本稿では、理解しやすいよう、あえて「出租」を「貸与」と訳するが、上記の区別に留意されたい。

3) 台湾には、著作隣接権制度がないため、実演家が既存の著作物に基づく実演は、独立の著作物として保護され（7条の2）、レコード録音、ビデオ録音・録画又は写真撮影による複製権（22条）やレコード録音による譲渡権（28条の1）並びに貸与権（29条2項ただし書）は実演家が専有するとされている。

は設備に付随するコンピュータープログラム著作物の複製物が貨物、機器若しくは設備に随行し適法に貸与され、当該貸与の主要な目的物ではない場合、前項ただし書の規定は適用しない」と定められている<sup>4)</sup>。

海賊版製品の貸与行為又は著作権者の許諾のない真正品の貸与行為などの貸与権侵害に対する罰則は、現行法第92条<sup>5)</sup>に定められている<sup>6)</sup>。また、現行法第100条によれば、貸与権侵害を規定する現行法92条の罪は親告罪である<sup>7)</sup>。

## 2. 立法経緯

### (1) 1985年改正について

台湾では、1985年7月10日の法改正（以下、「1985年法」という）により著

---

4) 台湾著作権法条文の和訳は、章忠信著（萩原有里訳）『台湾著作権法逐条解説』101-103頁、156-158頁（経済産業調査会、第1版、2008）を参照。以下の各条文の和訳の出所は同じ。また、同作者のサイト <http://tw.commentaries.asia/> にも参照。（2017.10.15）

5) 第92条は「無断で、公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開送信、公開展示、翻案、編集、貸与することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の有期徒刑、拘留若しくはニュー台湾ドル75万元以下の罰金に処し、又は罰金を併科する。」としている。章忠信・前掲注4）225頁。また、2017年9月1日時点の為替レートによると、台湾ドル75万元は約283万2百円に相当する。

6) 現行法第91条の2（中国語の表記では91条の1）第2項は、「著作財産権を侵害している複製物であることを知りながらこれを頒布又は頒布の目的をもって公開陳列若しくは所持した者は、3年以下の有期徒刑に処し、ニュー台湾ドル7万元以上75万元以下の罰金を併科することができる」としている。また、日本の法改正の書き方によると、条と条の間などに新たな条を挿入する際には、その挿入した条の条名に枝番号を付して、「第〇条の2」といった形で表記するが、台湾では「第〇条の1」で表記する。本稿の以下では、日本法の表記方法に従う。

また、ここでの「頒布」に関しては、現行法第3条第1項第12号の「頒布」、即ち「有償又は無償であるかを問わず、著作の原作品又は複製物を公衆の取引若しくは流通に供すること」という定義によれば、販売、交換及び貸与も含まれる。従って、許諾を得ず、海賊版製品であることを知りながらあえて貸与した場合、現行法92条の規定ではなく現行法91条の1第2項が適用されるべきという見解がある。章忠信・前掲注4）224頁。しかし、2003年改正の改正理由の説明では、「頒布の態様の一部である貸与に関する罰則が92条に定められており、現行法91条の1とは関係ない」と明記されているため、本稿も貸与権侵害の罰則が現行法92条に限られているという立場を採る。台湾知的財産局『歴年著作権法規彙編專輯』365-369頁（台湾知的財産局、第2版、2010）を参照。

<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/33301655965.pdf> (2017.10.15) また、台湾最高裁判所2009年台上字5238号刑事判決も同じ見解を示した。

7) 第100条は「本章の罪は親告罪とする。ただし、第91条第3項及び第91条の1第3項の罪は、この限りでない。」としている。章忠信・前掲注4）236-237頁。

作権法に貸与権が導入された(1985年法3条1項26号<sup>8)</sup>、4条2項<sup>9)</sup>、28条1項4号<sup>10)</sup>)。しかし、正式に公表された条文対照表では、その導入理由が言及されておらず<sup>11)</sup>、所管官庁による最初の草案においても貸与権は含まれていなかった<sup>12)</sup>。故に、なぜ1985年法に貸与権が導入されたのかという問題について、当該法案の立法院(日本の国会に相当するもの)での審議全体とその過程を改めて検討する必要があると考える。

当時の台湾立法院委員会の会議記録を調べると、貸与権が立法委員(日本の国会議員に相当するもの)の提案により草案に追加されたことが明記されていた。その提案理由として、「ビデオテープの関連ビジネスにはその販売だけではなく、その貸与も含まれている。したがって、著作物創作・公表の促進という著作権法の目的を達成し、今後の文化事業の発展を促進するために、ビデオテープの無断貸与も罰せられるべきである」<sup>13)</sup>と「購入したビデオテープやコンピューターの他人への無断貸与が多発していることを鑑み、著作物の貸与行為に関連する規定を設けるべきである」<sup>14)</sup>などがあげられている。

## (2) 1990年改正について

1990年1月24日に行われた法改正(以下、「1990年法」という)により改正

- 
- 8) 1985年法3条1項26号は、「貸与権：著作物の原作品あるいはその複製物を営利目的で貸与する権利を指す」としていた。
  - 9) 1985年法4条2項は「前項の著作物の著作権者は、その著作物の性質により複製、公開放送、公開上映、公開演出、公開展示、編集、翻訳、貸与等の権利に加えて、翻案権を専有する」としていた。
  - 10) 1985年法28条1項4号は、「以下の各号のいずれかに該当する場合は、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権者の同意又は許諾を得ない場合、著作権を侵害したものとみなす：[中略]四、他人の著作物を複製、公開口述、公開放送、公開上映、公開演出、公開展示又は貸与する」としていた。
  - 11) 台湾知的財産局・前掲注6) 56頁と67頁。
  - 12) 台湾立法院「1984年10月20日内政、教育や司法三委員会第3回連合会議記録」立法院公報73巻102期1796号111-118頁(1984)。
  - 13) 林鈺祥委員の発言。台湾立法院「1985年5月24日総会会議記録」立法院公報74巻42期1840号52頁(1985)。
  - 14) 簡又新委員の発言。台湾立法院「1985年5月24日総会会議記録」立法院公報74巻42期1840号79頁(1985)。

された条文は4条に過ぎなかったが、貸与権に関する重要な関連規定が導入された。まず、著作権法1条に定められている「作者の著作権にかかる権益を保護し、社会の公共利益と調和させ、国家の文化発展を促進する」という立法趣旨に鑑み、1985年法28条1項4号の貸与権規定が同条1項5号に移されるとともに、非営利目的の著作物利用行為が侵害行為から排除され、営利目的のための貸与行為のみを著作権侵害とするという改正がなされた<sup>15)</sup>。また、1990年法28条3項に「著作の適法な複製物の所有権を取得する者は、その複製物を貸出<sup>16)</sup>、貸与また販売することができる」という消尽規定（Doctrine of Exhaustion 又は First Sale Doctrine とも呼ばれる）が新設された。しかしながら、正式に公表された条文対照表では、「第3項を以上の文言通り新設する」という論理展開が欠けている説明しか示されていなかった<sup>17)</sup>。

当時の台湾立法院委員会の会議記録によると、当該規定の導入が立法委員の提案により追加されたものであることがわかる<sup>18)</sup>。その理由は一言でまとめると、「ビデオテープレンタル業者を中心とする著作物の適法な複製物の所有権者を保護する必要がある」ということであった<sup>19)</sup>。また、上記の消尽規定に関する審議過程において、消尽を主張するのが「著作物の適法な複製物の所有権を取得

15) 所管官庁内政部による最初の草案では、1985年法28条1項4号に「営利目的のため……」という文言が加えられたが、米国通商代表部の働きかけにより、当該文言が削除された。台湾立法院「院会記録」立法院公報79卷3期2323号32-45頁（1989）を参照。しかしながら、審議過程において、数人の立法委員の猛反対のため、正式な条文にその文言はないものの、立法理由のところに明記され、判例上も営利目的という限定解釈を採られている。

1985年法改正以降、台湾政府は同年10月から、著作権法問題をめぐって、米国通商代表部の代表と7回の会議を開き、最初の台米著作権保護協定草案が1987年10月に米国より提出されたことが背景となっていた。正式な「台米著作権保護協定」は1993年7月16日に調印された。詳細は羅明通『著作権法論I』72-76頁（台英国際商務法律事務所、第8版、2014）を参照。

16) 日本著作権法における「無償貸与」に相当する。注2を参照。

17) 台湾知的財産局・前掲注11) 86-87頁。

18) 林鈺祥委員の発言。台湾立法院「1989年12月23日内政、教育や司法三委員会第1回連合会議記録」立法院公報79卷53期2373号290-292頁（1990）；洪文棟委員と張平沼委員の発言。台湾立法院「1989年12月27日内政、教育や司法三委員会第2回連合会議記録」立法院公報79卷56期2376号341頁（1990）。

19) 台湾立法院「1990年01月09日内政、教育や司法委員会連合会議記録」立法院公報79卷3期2323号33頁（1990）。

する者」か「適法な方法により著作物の複製物の所有権を取得する者」かについて、立法委員の間においても激しく議論された。結果として、「適法でない方法により複製物を取得する行為は窃盗に当たり、刑法に反するものであるので、適法な方法という文言に意味がないこと（林鈺祥委員の発言）」、及び「適法な方法の判断にあたって混乱をきたしやすいこと（李勝峰委員の発言）」<sup>20)</sup>を理由に、前者の案が採用され、1990年法における正式な文言に至った。以下では、1990年法改正の詳細な立法背景事情を具体的に説明する。

1980年代の台湾の貸ビデオ業では、「Bコピー黙許（原文：黙許B拷）」というグレーゾーンビジネスモデルが存在していた。台湾知的財産局の解釈によれば、「Bコピー」とは、ビデオテープ発行者（権利者又はその代理人、以下「権利者」という）が1本の適法な著作物の複製物のみ（特に、ベストセラーのような人気番組または映画の場合）をレンタル業者に提供する際（又はその後）、当該レンタル業者に「業務上の需要に照らして複製または貸与することができる」という旨を通知し、当該レンタル業者はその通知を複製の許諾として、複数のビデオテープの複製物を作成することを指す。さらに、その通知は通常、書面ではなく、口頭により行われたため、適法な複製物の要件である権利者による許諾の有無に関する立証が裁判実務上、よく争われていた<sup>21)</sup>。

次いで、「Bコピー黙許」とは、あるレンタル業者が権利者との間で、一定の対価を支払ってから、権利者が提供する約100タイトル前後のテレビ番組あるいは映画の著作物をレンタルできることを内容とする一年間のレンタル許諾契約<sup>22)</sup>を締結すれば、当該レンタル業者が前記のテレビ番組あるいは映画の著作

---

20) 林鈺祥委員と李勝峰委員の発言。台湾立法院「1989年12月27日内政、教育や司法三委員会第2回連合会議記録」立法院公報79巻56期2376号342-343頁（1990）。

21) Bコピーに相対するAコピーとは、権利者自ら複数の複製物を作成し、それをレンタル業者に提供することを指す。台湾知的財産局サイト「台湾知的財産局民国92年（2003年）8月29日智著字第0920007386-0号書簡」<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=216773&ctNode=7448&mp=1>（2017.10.15）。

22) 相当な高額の使用料にもかかわらず、契約の内容となる100タイトルのテレビ番組あるいは映画の著作物のうち、レンタル業者に利益がもたらされるベストセラーは僅かで、人気がないものがほとんどである。すなわち、同時そのようなレンタル許諾契約は不平等な抱き合わせ契約と見られる。

物を何タイトル複製しても、当該権利者はそれらの複製行為を黙認することを指す。しかし、実際に権利者はタイトルごとに定数の適法な複製物であることを示す所管官庁による捺印のあるラベルをレンタル業者に提供するため、仮にレンタル業者がその定数より多い複製物を作成し、第三者に貸与すれば、これらの行為は明らかに複製権及び貸与権の侵害になる。そこで、レンタル業者は、Bコピーを行わないと需要に供給が追いつかず、Bコピーを行っているライバル他社との競争で負けることにより破綻するか<sup>23)</sup>、Bコピーを行えば違法となるリスクを負いながら、契約更新に際してビデオテープ発行業者が提示するかなり高額のリソナル許諾使用料条項を中心とする不平等な抱き合わせ契約を鵜呑みにするか、というジレンマに陥っていた<sup>24)</sup>。

したがって、貸与権の消尽原則の立法により、Bコピー黙許というグレーゾーンのビジネスモデルを是正すべきという見解も見られた<sup>25)</sup>。より具体的に説明すると、ビデオテープの発行業者Aがその著作権を有するビデオテープaをレンタル店Bに販売・提供した後、レンタル店Bが破綻になり、又はその他の理由に基づいて、ビデオテープa（または事業体そのもの）を他のレンタル業者Cに転売・譲渡する場合において、1985年法の下では、CはAから許諾を得ないままでビデオテープaを貸与する行為は、貸与権違反になり、Cの経営者は刑事罰を課せられるおそれがあった（1985年法39条1項）<sup>26)</sup>。それに対して、貸与権の消尽原則が導入される1990年法の下では、CはAの許諾を得なくても、

23) その理由として、Bコピーする同業他社と比べ、Bコピーしないレンタル業者は、各ベストセラーにつき、1本か2本のビデオしか貸与できなく、顧客の需要に供給が追いつかないからである。王維菁「著作権與台湾影視産業的政治經濟分析：著作権法、影視産業與市場控制史」新聞學研究111期138-141頁（2012）。

24) 当時、抱き合わせレンタル許諾契約と優越的地位の濫用によってレンタル業者に合理的と認められる範囲を超える高額の使用料を要求することを規律する公平交易法（日本の独占禁止法に相当する法律）がまだ立法されていなかったことが背景となっていた。王維菁・前掲注23）138-140頁。

25) 蕭雄淋「錄影帶業的明天」蕭雄淋著『著作権法漫談（一）』119-121頁（華僑達、第1版、1991）。

26) 1985年法39条1項は「他人の著作物を模倣し、またはその他の方法により侵害した者は、2年以下の短期懲役に処し、ニュー台湾ドル2万元以下の罰金を併科することができる」としていた。

所有権の移転により取得した a が適法な著作物と認定されると、C による a の貸出、貸与又は販売が適法となると解すべきである、とする見解が見られる<sup>27)</sup>。また、インセンティブ論の観点からすると、権利者以外の他の利用者から適法な複製物を取得することが可能であれば、レンタル業者の B コピーを行う誘因が無くなりうる一方、権利者も自分の独占利益を確保するために、適法な複製物の量を主体的に一定数量以下にコントロールする手段を採る見解もあった<sup>28)</sup>。

### (3) 1992年改正について

1990年法改正の約2年後、1992年6月10日に改めて法改正（以下、「1992年法」という）が行われ、1990年法28条1項5号に定められていた貸与権は1992年法29条<sup>29)</sup>に規定された。また、1990年法28条3項（貸与権消尽原則）は権利制限規定と位置付けられ、1992年法60条に移されるとともに、録音著作物とコンピュータープログラム著作物が同条ただし書により消尽原則の適用から排除されている。

1992年法60条の立法理由は「……録音著作物及びコンピュータープログラム著作物のような特定種類の著作物について、これらの消費者には高価な複製物の購入より、安価で貸与による利用行為を好む傾向があること、及びこれらの著作物が容易に私的複製されることにより著作財産権者に深刻な損害をもたらすことに鑑み、各種類の著作物市場における消費行動や利用状況を考慮した上、これらの種類の著作物に関する貸与権保護水準の向上が必要である。故に、本条ただし書規定を設ける……」<sup>30)</sup>としている<sup>31)</sup>。また、録音著作物及びコンピュータープ

27) 蕭雄淋「評新修正通過の著作権法（二）第一次銷售理論」・前掲注25）7-8頁。

28) 蕭雄淋「談錄影帶出租業者的抗議訴求」・前掲注25）229-231頁。

29) 1992年法29条は「著作者はその著作を貸与する権利を専有する。」としていた。

30) 台湾知的財産局・前掲注11）153-154頁 <https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/33301655965.pdf> (2017.10.15)

31) 法案審議の過程において、ドイツ著作権法27条1項を参考に、特定種類の著作物を消尽原則の適用から除外するのではなく、著作物の複製物が最初に販売された後、その再譲渡が特定条件を満たす場合には、再譲渡した者は著作権者に使用料を支払わなければならないとする提案もなされたが、取り上げられなかった。蔡明誠教授の発言。台湾立法院「1991年5月2日内政、教育や司法三委員会第2回連合会議記録」立法院公報81巻12期2540号106頁（1991）を参照。

プログラム著作物を貸与権の消尽原則から排除する今回の法改正には、米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative：USTR）のスペシャル 301 条（Special 301 Provisions）の発動による威嚇への政治的な対応が背景となっていた<sup>32)</sup>。したがって、1992 年法改正はしばしば、「1989 年 7 月 13 日台米著作権保護協定草案の鵜呑みである」と、批判されてきた<sup>33)</sup>。

なお、1990 年法 28 条 3 項に新設された著作物の複製物の貸出や販売につき、著作権法においては貸出権と販売権が認められていないため、著作物の複製物の所有者による貸出行為又は販売行為は著作権の権利制限規定よりなされたものではなく、その法的な根拠は所有権の行使にあるとして、1992 年法 60 条の文言から削除された<sup>34)</sup>。

#### (4) 1998 年改正について

1998 年 1 月 21 日に行われた法改正（以下、「1998 年法」という）の背景には、台湾政府が世界貿易機関（WTO）のメンバーとして承認されるために、著作権法の中で TRIPS 協定に合致しない部分を改正せざるをえないということがあった。

今回の改正は、1992 年法 60 条本文の内容を変更せず、それをそのまま 1998 年法同条 1 項に移す一方、TRIPS 協定 11 条<sup>35)</sup> 後段に従い、1998 年法 60 条 2 項に「貨物、機器又は設備に付随するコンピュータープログラム著作物の複製物が貨物、機器若しくは設備に随行し適法に貸与され、当該貸与の主要な目的物ではない場合、前項ただし書の規定は適用しない」旨の規定を新設した<sup>36)</sup>。

当時の立法理由としては、「TRIPS 協定 11 条と 14 条<sup>37)</sup>によると、コンピュータープログラムの著作物、視聴覚著作物<sup>38)</sup>及び録音の著作物に対する完全なる

32) 蕭雄淋「散布権與第一次銷售原則」・前掲注 25) 41-43 頁。

33) 謝長廷、陳水扁、陳定南、林正杰、謝美恵と邱連輝委員の発言。台湾立法院「1991 年 5 月 2 日内政、教育や司法三委員会第 2 回連合会議記録」立法院公報 81 卷 36 期 2564 号 148-158 頁（1991）。また、台米著作権保護協定に関して、前掲注 15) 11) を参照。

34) 貸出権と販売権という用語は原文のままである。前者は無償貸出に相当するものであり、後者は譲渡権に相当するものであるが、当時では著作権法における譲渡権がまだ設けられていなかったことは要注意。台湾知的財産局・前掲注 11) 154 頁。<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/33301655965.pdf> (2017. 10. 15)。

貸与権を与えなければならない」と述べられている一方、視聴覚著作物については「同協定11条ただし書は、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される、としている。従って、近年の台湾における著作権保護水準の上昇、レンタル店から貸与されるビデオテープが無断で私的複製されることが少なくなったことに鑑み、当該ただし書規定に基づいて、視聴覚著作物の消尽なしという適用除外規定の導入を見送り、現行法（1992年法を指す）の仕組みを維持することになる」という説明がなされた<sup>39)</sup>。

- 35) TRIPS協定11条は「少なくともコンピューター・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピューター・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピューター・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない」としている。和訳は以下のサイトを参照。特許庁「TRIPS協定」、<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/trips/ta/chap2.htm#law6> (2017.10.15)。それに対して、台湾知的財産局によるTRIPS協定の中国語訳には、「映画の著作物については」の前に「但し、」という文言を入れた。台湾知的財産局サイト「與貿易有關之智慧財產權協定」、<https://www.tipo.gov.tw/site/UipTipo/public/Attachment/321714254141.doc> (2017.10.15)。
- 36) 例えば、コンピュータープログラム著作物が含まれる飛行機、自動車又は電気設備の貸与において、飛行機、自動車又は電気設備が貸与の主要な目的物であり、コンピュータープログラム著作物が貸与の主要な目的物ではない場合は、これを禁止する必要はなく、第2項において第1項ただし書の規定を排除する規定を設け、貸与ができるものとした。章忠信・前掲注4) 160頁を参照。
- 37) TRIPS協定14条4項は「第11条の規定（コンピューター・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994年4月15日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。」としている。
- 38) 台湾著作権法現行法5条1項7号は、「視聴覚著作物：映画フィルム、映画ビデオテープ、映画ビデオディスク、コンピューターディスプレイに表示される映像及びその他の機械又は設備により表現される映像の類で、音の収録の有無にかかわらず、あらゆるメディア上に固定可能な著作が含まれる。」としている。すなわち、台湾著作権法上の視聴覚著作物の範囲には、日本著作権法上の映画の著作物が含まれると解される。

## (5) 2003年改正について

2003年7月9日の法改正（以下、「現行法」という）では、諸外国の著作権法上に譲渡権が設けられていること<sup>40)</sup>や現行法上貸与権による保護が不足していること<sup>41)</sup>などに鑑み、著作権に関する世界知的所有権機関条約（以下、「WIPO著作権条約」という）6条、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（略称：WIPO実演・レコード条約またはWPPT条約）8条<sup>42)</sup>及び12条<sup>43)</sup>の保護基準に照らして、正式に譲渡権規定が設けられ、貸与権に関しても、実務上の混乱を解消するために、現行法60条1項に著作の原作品も貸与権の適用対象になるという文言が追加された<sup>44)</sup>。

### 3. 現行法における主な課題

#### (1) その1：適な複製物の「所有者」の認定

台湾の裁判実務上、貸与権消尽原則の適用の有無を検討する際、まず消尽原則の適用を主張する側である適な著作物の複製物の譲受人が著作物の適な複製

39) 台湾知的財産局・前掲注11) 245-246頁。

40) 米国著作権法106条、韓国著作権法26条、EU2001年著作権指令9条及びドイツ著作権法15条や17条を参照していた。台湾知的財産局サイト「民国92年（2003年）著作権法修正条文対照表」11頁 <http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=ce4157fd-25df-46af-a85d-dd920fc25229.pdf> (2017.10.15)。

41) 台湾知的財産局サイト・前掲注40) 11頁。

42) WPPT条約8条の和訳：「(1)実演家は、レコードに固定されたその実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。(2)この条約のいかなる規定も、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。」著作権情報センター(CRIC)のサイトにある訳文を参照。[http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr\\_index.html#08](http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr_index.html#08) (2017.10.15)

43) WPPT条約12条の和訳：「(1)レコード製作者は、そのレコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。(2)この条約のいかなる規定も、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡（レコード製作者の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。」著作権情報センター(CRIC)のサイトにある訳文を参照。[http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr\\_index.html#012](http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr_index.html#012) (2017.10.15)

44) 台湾知的財産局サイト・前掲注40) 39頁。

物の所有者であるか否かという要件を判断する。この点について、裁判所は、適法な著作物の複製物の所有者であるか否かは、台湾民法物権篇の善意譲受に関する規定<sup>45)</sup>(日本法上の善意取得・即時取得に相当する制度)に基づき認定されるべき<sup>46)</sup>という見解を示す判決を複数言い渡している<sup>47)</sup>。

それに対して、学説上、貸与権の目的は許諾された利用者(レンタル業者など)による許諾範囲外(時間や地域など)の貸与行為の防止であり、権利者の意に反する複製物を市場に流通させるべきではないことを理由として、消尽原則の適用の要件を検討する際、善意譲受といった民法上の規定より権利者の意向を確認すべきではないかとの立法論上の批判がなされた<sup>48)</sup>。また、貸ビデオ又は貸光ディスク業の実務上、視聴覚著作物を取めたレンタル用の記録媒体(ビデオテープ、CDやDVD、ブルーレイなど)の所有権はレンタル許諾契約により発行業者(権利者又はその代理人)に留保されており、レンタル業者に移転することがないこと、上記の媒体のカバーに「所有権は留保される」という表示があることを理由として、レンタル業者から上記の媒体を購入する者には、善意譲受によ

---

45) 台湾民法 801 条は「動産譲受人が動産を占有し、占有規定に関する保護を受けるときは、たとえ譲渡人に所有権移転の権利がなくても、譲受人はその所有権を取得する」とし、948 条 1 項は「動産所有権又はその他物権の移転若しくは設定を目的として善意でその動産の占有を譲り受けた者は、たとえその譲渡人に譲渡の権利がなくても、その占有はなお法律の保護を受ける。ただし、動産譲受人は悪意又は重大な過失によって、譲渡人に所有権移転の権利がないことを知らないときは、この限りでない」としている。張有忠訳「日本語訳中華民国六法全書」98 頁と 103 頁(日本評論社、第 1 版、1993)。

46) 台湾著作権法 1 条後段は「本法に定めのない事項は、その他の法律の規定を適用する」としている。

47) 台湾知的財産裁判所 2008 年刑智上易字第 43 号判決と台湾知的財産裁判所 2009 年刑智上易字第 32 号判決が挙げられる。原告は、特定の視聴覚著作物の著作権者とレンタル許諾契約を締結する排他的被許諾者であり、当該著作物を取めた光ディスクの所有権を留保し、他のレンタル業者にレンタル用の光ディスクを提供するというビジネスモデルを採用した。当該光ディスクの表面やそのカバーの上にも、「レンタル専用版」、「本社の許諾なしに貸与してはならない」などの表示が印刷された。被告は視聴覚著作物を取めた光ディスクのレンタル店の経営者であり、身分が確認できない第三者から数枚の光ディスクを購入して、それらを自分のレンタル店で貸与する目的をもって公開陳列した。裁判所は、前記の光ディスクの表面やそのカバーにある表示、及び被告が原告とレンタルライセンス契約を締結したことを理由に、被告による善意譲受の主張を退け、消尽原則の適用を否認するとして、有罪判決を言い渡した。論理の詳細については本稿 3、2、(1)を参照。

48) 王怡蕓「権利耗盡原則與所有権取得」科技法學評論 11(1) 24-25 頁(2014)。

り所有権を取得したとする主張も、貸与権消尽原則の適用により自由に貸与することが許されるとする主張も否定すべきであるという見解もある<sup>49)</sup>。

前述した論争の背景には、台湾貸ビデオ業又は貸光ディスク業実務における特有の慣行がある。ビデオテープ（又は光ディスク、以下省略）発行業者は最初にダイレクト販売版とレンタル専用版に分けて、二種類のビデオテープを発行している。前者のカバーには「ダイレクト販売」というラベルが貼り付けられ、レンタル業者の利益を確保するために、後者より約一ヶ月遅れて発行され、発行業者もその所有権を保有していない。それに対して、レンタル版ビデオテープのカバーには「レンタル専用版」及び「所有権は留保される」という表示があるラベルが貼り付けられ、その所有権は発行業者が保有し、レンタル業者に移転されていない。また、レンタル許諾契約では、一般的に一定期間（六ヶ月又は一年）の利用期間条項が設けられ、当該期間終了後に契約の客体であるレンタル専用版ビデオテープは発行業者により回収されている。しかし、レンタル業者は自分の需要に応じて当該ビデオテープを貸与し続ける予定があれば、発行業者に他の追加料金を支払い、それらを購入することが可能である。その場合において、発行業者は一般的に、それらをレンタルされているビデオテープと区別を付けるために、「レンタル専用版」のラベルの上に「中古販売版」という表示があるラベルを貼り付けるという措置を採用している<sup>50)</sup>。要するに、市場に流通されるのは、消尽原則の適用が可能である「ダイレクト販売版」、元レンタル専用版であった「中古販売版」、又は消尽原則の適用が不可能である「レンタル専用版」といった三種類のビデオテープである。

実務上、よく問題視されているのは、何らかの理由で中古販売版のラベルが貼り付けられず、「所有権は留保される」のラベルも除去されていない「中古販売版」である。すなわち、外観だけ見れば、それと「レンタル専用版」はほぼ同じものであり、恐らくレンタル業者以外の一般の消費者には、両者の区別を一目で判断することは相当に難しいであろう。この問題を解決するために、台湾知的財産局は、2006年に「視聴覚著作物商品の不当表示を是正すべき」という会議を

49) 章忠信・前掲注4) 101-103頁と156-158頁。

50) 台湾知的財産裁判所2009年刑智上易字第80号判決。

開催し、発行業者に元レンタル専用版を「中古販売版」に変更する際、確実にその表示を変更するよう、呼びかけた<sup>51)</sup>。確かに、貸与権消尽に関する裁判例結果の推移（本稿三、3の図1を参照）によると、貸与権消尽の適用が争われる裁判例は減少する傾向が見える。しかし、それと上記会議との相関関係については、更なる検証が必要であると思われる。

## (2) その2：適法な複製物と並行輸入

消尽原則の適用の要件である著作物の適法な複製物を判断する際に、並行輸入した外国での適法な複製物が台湾著作権法上の適法なものであるか否かは裁判実務上、問題視されてきた。これは、台湾のレンタル業者が自分でまたは第三者を通じて、米国で視聴覚著作物を取めたビデオテープ又は光ディスクの真正品を購入し、米国の著作権者による輸出許諾なしに米国からそれらの真正品を台湾に輸入する場合について考えられる。具体的に言うと、訴訟上、台湾のレンタル業者は消尽原則の適用によりそれらの真正品を自由に貸与することを主張できるだろうかという問題である。

台湾著作権法29条や60条などの規定とは直接に関連していないが、米国からの圧力で改正させられた1993年法87条1項4号の輸入権規定<sup>52)</sup>によると、輸入されるのは真正品であったとしても、輸入行為それ自体が著作権侵害とみなされ、輸入された真正品も著作物の適法な複製物として認められない。しかし、法改正の審議過程において、突然に真正品の並行輸入を全面的に禁止することにと

---

51) 台湾知的財産局智著字2006年10月25日第09516003820号書簡。台湾知的財産局サイトを参照。<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=217399&ctNode=7448&mp=1> (2017. 10. 15)。

52) 1993年法87条1項4号は「以下の各号のいずれかに該当する場合は、本法に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版權を侵害したものとみなす。(4)著作財産権者の同意を得ず、著作の原作品又はその複製物を輸入する場合。」としていた。章忠信・前掲注4)196-200頁を参照。条文の構造から見れば、輸入権を明示的に定めおらず、単なるみなし侵害規定として理解されうるが、立法理由では「……かかる規定は間接に著作権者に排他的な輸入権を与えるものである」と明記されているため、実質的な輸入権規定として認められている。台湾立法院「1993年4月20日院会第19回会議記録」立法院公報82巻24期2623号55頁(1993)。立法理由を批判する見解として、羅明通・前掲注15)670-672頁を参照。

どまらず、罰金や懲役など刑事上の責任までも問われることにより国民生活に与える衝撃があまりにも大きすぎるという懸念が示された<sup>53)</sup>。したがって、米国との交渉結果として、1993年法87条1項4号の例外規定として87条の1<sup>54)</sup>も同時に設けられ、同条1項各号に定められている事由に該当する場合には、真正品の並行輸入が許されている。以上の各事由の中、レンタル業者に最も関係しているのは3号の「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため又は入国者の荷物の一部分として、著作の原作品又はその一定量の複製物を輸入する場合」である<sup>55)</sup>。

学説上、現行法87条の1第1項3号<sup>56)</sup>後段の「入国者の荷物の一部分として、著作の原作品又はその複製物を一部輸入する場合」に関しては、前段のように必

53) 林壽山委員、蘇煥智委員の発言。台湾立法院「1993年4月21日内政委員会第1回會議記録」立法院公報82卷26期2625号566-569頁(1993)。

54) 1993年法87条の1は「以下の各号のいずれかに該当する場合は、前条第4号の規定を適用しない。(1)中央又は地方機関の利用に供するために輸入する場合。ただし、学校又はその他の教育機関の利用に供するために輸入又は資料保存の目的以外で視聴覚著作物の原作若しくはその複製物を輸入する場合は、この限りでない。(2)非営利の学術、教育又は宗教機構が資料保存の目的で視聴覚著作物の原作品若しくはその一定量の複製物を輸入し、又はその図書館における貸出若しくは資料保存を目的として、視聴覚著作物以外のその他の著作物の原作品またはその一定量の複製物を輸入する場合であって、第48条の規定に従ってこれを利用する場合。(3)輸入者個人の頒布以外の利用に供するため又は入国者の荷物の一部分として、著作の原作品又はその一定量の複製物を輸入する場合。(4)中央又は地方政府機関、非営利機構又は団体、法に基づき設立された各級学校は、専ら、視覚障害者、学習障害者、聴覚障害者又は著作の認知に困難のあるその他の障害者の使用に供する目的のために、翻訳、点字、録音、デジタル変換、口述画像、手話通訳の付加又はその他の方法により複製された著作複製物を輸入することができ、第53条の規定に基づきこれを利用しなければならない。(5)貨物、機器若しくは設備に付随する著作の原作品又はその複製物が、貨物、機器又は設備の適法な輸入にともない輸入される場合、当該著作の原作品又はその複製物については、貨物、機器又は設備の使用又は操作時において複製することができない。(6)貨物、機器又は設備に付属する説明書若しくは操作マニュアルが貨物、機器又は設備の適法な輸入にともなって輸入される場合。ただし、説明書又は操作マニュアルが主要な輸入物品である場合は、この限りでない。

前項第2号及び第3号の一定量については、所管官庁がこれを別に定めるものとする。」としていた。章忠信・前掲注4) 203-207頁を参照。

55) 当時の所管官庁であった台湾内政部は同条2項により作成した解釈「著作権法第87条の1第1項第2号及び第3号の規定数量」によると、同条1項3号の「一定量の複製物」は一部を限度とするものである。

56) 1993年法87条の1第1項3号の文言と現行法87条の1第1項3号の文言は同じである。

ず「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」に限定されるとの規定は存在せず、従って、頒布目的に基づく輸入行為であっても許され、輸入者による貸与又は転売も可能であるとするのが通説であり<sup>57)</sup>、所管官庁も同じ解釈を採っている<sup>58)</sup>。これに対して、現行法第60条には「中華民國（台湾）管轄区域内において著作の原作品又はその適法な複製物の所有権を取得した」ことを要するとの明文規定はないが、第59条の1の譲渡権は対象を「中華民國（台湾）の管轄区域内において著作の原作品又はその適法な複製物を取得した所有権者」に限定していることから、3号後段規定の要件を満たして輸入された当該複製物の輸入者は、自ら貸与できるにすぎず、転売はできないという批判もある<sup>59)</sup>。

輸入された著作物の真正な原作品又はその複製物の真正品が現行法87条の1第1項3号の要件を満たした上、現行法60条の著作物の適法な複製物として認められ、貸与権消尽原則の適用を受けることがありうるか否かについては、過去の裁判例上、肯定説と否定説に分かれていた<sup>60)</sup>。しかし、1994年から2017年までの44件の関連裁判例（輸入権侵害と貸与権侵害を争うもの）を整理すると、肯定説を採る傾向が見える<sup>61)</sup>。むしろ、現行法87条の1第1項3号の要件である「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」又は「入国者の荷物の一部」の

---

57) 羅明通『著作権法論Ⅱ』251頁（台英国際商務法律事務所、第8版、2014）、蕭雄淋『著作権實務問題研析』406-407頁（五南、第1版、2013）、簡啓煜『著作権法案例解析』223頁（元照、第2版、2011）、謝銘洋「水貨影碟出租或出售是否構成著作權之侵害」謝銘洋著『科技發展之智慧財產權議題』291-294頁（翰盧、第1版、2005）。

58) 内政部著作権委員会1995年9月13日台(84)内著会登字第8417389号書簡。台湾知的財産局2004年6月11日智著字第0930003678-0号書簡。

59) 章忠信・前掲注4) 206頁。

60) 部数違反または著作権者の許諾なしなどの理由で違法輸入されたのは真正品であっても現行法60条における著作物の適法な複製物と解するのが相当であると判示する裁判例として、台湾高等裁判所台中支所1995年上易字第47号刑事判決が挙げられる。また、著作権者の許諾のない輸入された真正品につき、1993年法87条の1第1項3号の要件を検討せず、違法な複製物と認定し、貸与権消尽原則の主張を退けた裁判例として、最高裁判所1997年台非字第64号刑事判決が挙げられる。

61) 現行法87条の1第1項3号の要件を満たすとした上、現行法60条1項により所有者による貸与を適法な行為と認めた裁判例として、台湾高等裁判所2004年上易字1761号判決、台湾高等裁判所2005年上易字第667号刑事判決及び台湾台北地方裁判所2005年易字第76号刑事判決が挙げられる。実際に、台湾最高裁判所1997年台非字第64号刑事判決が最後の否定説を採る裁判例であることも裁判例の整理によりわかる。

立証責任こそ、審理の中心になっている<sup>62)</sup>。しかし、輸入権侵害と認定されても著作権者の貸与権を復活させるべきではないこと及び輸入権侵害行為と貸与権侵害行為の著作権法における評価とそれらの罰則にバランスが取れていないことを理由に、裁判実務上のやり方に疑問を示す見解がある<sup>63)</sup>。

また、貸与権規定とは直接関連していないが、裁判実務上その消尽規定の適用の成否に関わる 1993 年法 87 条 1 項 4 号の 2014 年法改正を紹介する。海賊版などの違法な複製物の輸入を規制する現行法 87 条 1 項 3 号の適用範囲と明確に区別を付けるために、1993 年法 87 条 1 項 4 号の文言である「……著作の原作品又はその複製物を輸入する場合」が「……著作の原作品又はその国外適法な複製物を輸入する場合」に改正された。学説上、「国外適法な複製物」とは、国外の複製でありかつ適法なものをいい、これには適法な許諾を得た国外の複製及びフェアユースにより国外で複製されたものが含まれると解する見解がある<sup>64)</sup>。それに対して、外国にある著作権者には既に著作物の販売により合理的な報償 (just reward) を受けたこと及び輸入権侵害が直接に貸与権侵害につながるべきではないことを理由として、2014 年法改正の「国外適法な複製物」という文言に明確性が欠けるという批判がある<sup>65)</sup>。

### (3) その 3: 著作権関連条約との関係

まず、台湾は政治上の諸理由により、国として認められていないため、WIPO が管理する諸条約に加盟することがほぼ不可能であるといえる。したがって、台湾著作権法の立法又は法改正の過程は、1996 年に作成された WIPO 著作権条約に拘束されないが、前述した 2003 年法改正の立法理由が示しているように、で

---

62) 例えば、海外で購入された商品のレシートと出入国記録の提出が求められている。

63) 要するに、輸入権に違反しても、民事上の責任のみが問われるのに対して、貸与権消尽原則の適用が否定されると、貸与権侵害と認定され、民事上の責任にとどまらず、現行法 92 条により刑事上の責任も問われることを指す。簡啓煜・前掲注 57) 220-222 頁。

64) 章忠信『著作権法逐条釈義』211 頁 (五南、第 4 版、2014)。

65) つまり、輸入権と貸与権が独立した権利であり、輸入権に違反する輸入された真正品であっても、貸与権消尽原則の適用もあり得るという前提の下で、2014 年法 87 条 1 項 4 号の「国外適法な複製物」の範囲は、明確に海賊版でないもの及び違法な手段により得たものでないものに限定されるべきである。羅明通・前掲注 57) 259-261 頁。

きる限り WIPO 著作権条約を参照しながら草案を作成する方針を採っている。

台湾は WTO のメンバーである限り、TRIPS 協定に従わなければならない。したがって、録音の著作物及びコンピュータープログラムの著作物の複製物については、前述したように、1992 年の法改正により 60 条ただし書が設けられ、これらの種類の著作物を貸与権の消尽原則の適用から排除されている。学説上、台湾著作権法の下では、類型を問わず、著作物全般に貸与権を与えているため、その保護水準が既に最低限の保護のみを求める TRIPS 協定を超えているという見解<sup>66)</sup>、及び 60 条ただし書規定は録音著作物及びコンピュータープログラムの著作物をファーストセール・ドクトリン (First sale doctrine) から除外した米国著作権法 109 条(b)の規定に相当するが、TRIPS 協定 11 条<sup>67)</sup>には齟齬がある、という指摘もなされた<sup>68)</sup>。

また、WIPO が管理する著作権諸条約の下では、貸与権の対象が原則的に映画の著作物とコンピュータープログラムの著作物に限られること (WIPO 著作権条約 7 条 1 項)<sup>69)</sup>、貸与権の付与も実演家とレコード製作者に限定されていること (WPPT 条約 9 条 1 項<sup>70)</sup>と 13 条 1 項<sup>71)</sup>) に鑑みると、全部の種類の著作物に貸与権を与える台湾著作権法は国際条約の保護水準より高い。したがって、貸

66) 許忠信『WTO 與貿易有關智慧財産権協定之研究』67 頁 (元照、第 2 版、2015)。

67) 即ち、映画の著作物は依然として、消尽規定を適用することが TRIPS 協定 11 条に違反することを指す。TRIPS 協定 11 条は特許庁・前掲注 35) を参照。

68) 羅明通『著作権法論 II』260 頁 (台英国際商務法律事務所、第 8 版、2014)。

69) WIPO 著作権条約 7 条 1 項は「次に掲げるものの著作者は、当該著作物の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。(i)コンピューター・プログラム、(ii)映画の著作物、(iii)レコードに収録された著作物であって締約国の国内法令で定めるもの」としている。

70) WPPT 条約 9 条 1 項の和訳：「(1)実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾に基づく譲渡の後も、締約国の国内法令で定める範囲において、レコードに固定されたその実演の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。」著作権情報センター (CRIC) のサイトにある訳文を参照。[http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr\\_index.html#09](http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr_index.html#09) (2017. 10. 15)

71) WPPT 条約 13 条 1 項の和訳：「(1)レコード製作者は、レコード製作者自身による又はレコード製作者の許諾に基づく譲渡の後も、そのレコードの原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。」著作権情報センター (CRIC) のサイトにある訳文を参照。[http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr\\_index.html#013](http://www.cric.or.jp/db/treaty/wjr_index.html#013) (2017. 10. 15)。

与権の権利制限規定としての消尽原則の各要件について、拡張的に解釈すべき、という見解もある<sup>72)</sup>。ベルヌ条約には含まれていない輸入権の導入により貸与権消尽原則の適用範囲が実際には相当に限定されるため、適法な著作物の利用者又は所有者が自由に譲渡又は貸与するといった利益をより考慮した上、輸入権関連規定を改めて検討すべきという指摘もなされた<sup>73)</sup>。

### Ⅲ 台湾著作権法における貸与権の消尽に関する裁判例 (1990年—2016年)

台湾著作権法における貸与権の新設により、特に視聴覚著作物のレンタル業に与えた衝撃は大きいと思われる一方、その衝撃を低減するために導入された消尽規定は、利用者側と権利者に影響を及ぼしている。例えば、当該原則が導入された1990年から2016年までの間に、貸与権の消尽を争点とし確定した裁判例の件数は110件であり、ほとんどは刑事事件である<sup>74)</sup>。そのうち、消尽を認める判決が52件で、割合としては47%である。紛争に関わる著作物は、13件（コンピュータプログラムの著作物12件、図形の著作物1件）を除いて、ほとんどが視聴覚著作物である。なお、著作物を取めた記録媒体は、主にビデオテープと光ディスク（CD、DVDなど）である。消尽を認める判決の件数と割合からすると、視聴覚著作物の著作権者を中心とする権利者側は被疑侵害者による消尽の主張を軽視することができないことが見られ、レンタル業者を中心とする利用者側は著作権法違反により刑事責任が問われるリスクを避けるために、消尽規定の適

---

72) 羅明通・前掲注68) 257-260頁。

73) 賀德芬「我國著作権法與相關國際公約規範間之差距與問題」賀德芬編『實務文化創新與商業契機 著作權法論文集』19-20頁（月旦、第2版、1994）。

74) 台湾では、附帯私訴（原文：付帯民事訴訟制度）という刑事事件で検察官が公訴を提起した場合に、当該犯罪の被害者が、刑事被告人に対する民事上の損害賠償を求める訴えを、公訴を審理する刑事裁判所に附帯して提起する制度がある。附帯私訴を利用するメリットとして、訴訟費用の免除、刑事手続上の証拠資料の利用及び時効中断効などが挙げられる。したがって、台湾における著作権侵害に関する裁判例は概ね刑事事件である。詳細は以下のサイトを参照。孫櫻倩「台湾における著作権等侵害救済のための刑事手続の利用について」『法と経済のジャーナル Asahi Judiciary』<http://judiciary.asahi.com/outlook/2012041000005.html> (2017.10.15)。ただし、附帯私訴に関して、本稿では検討の対象外とする。

用の有無に関連する諸要件の内容を明らかにするニーズもうかがわれる。したがって、以下は、上記の現行法における主な課題の中の「適法な複製物の所有者の認定」及び「適法な複製物と並行輸入」の内容を踏まえて、貸与権の消尽が認められる裁判例を整理し得られた類型について紹介する。

### 1. 貸与権の消尽が認められる裁判例について

#### (1) 「適法な著作物の複製物」と「所有者」両要件を満たしたもの

この類型の裁判例について、裁判所の認定の要点を説明する。まず、貸与権消尽を主張する被告側により貸与されたのは、発行業者によるラベルが貼り付けられている真正品のビデオテープ・光ディスクであるため、適法な著作物の複製物と認められる。同時に、これらのビデオテープ・光ディスクは第三者から譲り受けた・購入したものであるため、たとえ当該第三者が処分権のない者であるとしても、被告は処分権のないことにつき悪意又は重大な過失がなければ、民法の善意譲受に関する規定に基づきこれらのビデオテープ・光ディスクの所有者と認められる。裁判所は以上の両要件が満たされるとして、貸与権消尽の主張を認める<sup>75)</sup>。また、この類型の裁判例の中、原告である発行業者と処分権のない第三者との契約関係の有効性を論じるものも多数存在している。例えば、第三者が発行業者とレンタル許諾契約を締結しているレンタル業者であり、当該レンタル許諾契約の中に無断転売禁止条項が定められている場合において、裁判所は、そのような条項の性質が一般の民事契約にとどまり、著作権法に明文化されている貸与権消尽原則を拘束する効力がないとして、貸与権消尽の主張を認める<sup>76)</sup>。

---

75) 台湾高等裁判所台中支所 1993 年上易字第 2347 号刑事判決、台湾高等裁判所 1993 年上訴字第 6691 号刑事判決、台湾高等裁判所 1993 年上易字第 5884 号刑事判決、台湾高等裁判所台中支所 1994 年上易字第 81 号刑事判決、台湾高等裁判所 1998 年上易字第 1742 号刑事判決同旨。

76) 最高裁判所 2000 年台上字第 3431 号刑事判決、台湾高等裁判所 2000 年上易字第 1098 号刑事判決、台北地方裁判所 2003 年易字第 2045 号刑事判決、台湾高等裁判所 2003 年上易字第 1675 号刑事判決同旨。

(2) 「輸入権違反なし」で「適法な著作物の複製物」要件を満たしたもの

この類型の裁判例について、裁判所の認定の要点を説明する。貸与権消尽を主張する被告側により貸与されたのは台湾以外の国・地域（米国、カナダ、香港、中国など）から購入した現地発行業者によるラベルが貼り付けられている真正品のビデオテープ・光ディスクであり、輸入権に違反しないものと認定され、適法な著作物の複製物として、貸与権消尽の主張が認められる。この類型の裁判例では、以下のような判断がなされることによって、輸入権に違反しないことが肯定された。(ア)輸入時並行輸入を禁じる 1993 年法 87 条 1 項 4 号がまだ施行されていないこと<sup>77)</sup>、(イ)被告の貸与したビデオテープ・光ディスクが現行法 87 条の 1 第 1 項 3 号前段「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」に該当すること<sup>78)</sup>及び(ウ)被告の貸与したビデオテープ・光ディスクが現行法 87 条の 1 第 1 項 3 号後段「入国者の荷物の一部として」に該当することである<sup>79)</sup>。

## 2. 貸与権の消尽が認められない裁判例について

(1) 「適法な著作物の複製物」と「所有者」両要件を立証できないもの

この類型の裁判例について、裁判所は貸与権消尽の主張を認めない理由は、立証責任と立証程度の問題にある。例えば、貸与権消尽を主張する被告が貸与したビデオテープが第三者から購入した真正品であることを立証できないため、貸与権消尽の主張が認められない判決<sup>80)</sup>、被告が貸与したビデオテープが真正品であるとしても、「所有権の移転がない」として貸与権消尽の主張が認められない判決<sup>81)</sup>、被告が貸与したビデオテープ・光ディスクが第三者から購入した真正

---

77) 台湾新北地方裁判所 1995 年易字第 2126 号刑事判決。

78) 台湾高等裁判所高雄支所 2002 年上易字第 435 号刑事判決、台湾高等裁判所高雄支所 2003 年上易字 1577 号判決。

79) 台湾高等裁判所 2003 年上易字第 679 号刑事判決、台湾高等裁判所 2003 年上易字第 382 号刑事判決、台湾高等裁判所 2004 年上易字第 1761 号刑事判決同旨。

80) 台湾台中地方裁判所 1993 年易字第 6597 号刑事判決。この事案では、係争の対象となっているビデオテープには発行業者が真正品を証明するためのラベルが貼り付けられたが、剝がされた痕があり、一般の真正品とは異なり、また、被告が係争の対象となっているビデオテープの売主である第三者の身分につき自己矛盾供述を行ったとして、裁判所は貸与権消尽の主張を退けた。

品であるとしても、被告は当該第三者が処分権を有しないことを知り得たことで、台湾民法948条1項ただし書の規定により「善意譲受の適用が否定される」として貸与権消尽の主張が認められない判決<sup>82)</sup>などが挙げられる。

また、上記の善意譲受の適用が否定された裁判例には、被告がレンタル業者であれば、被告に係争の対象となっているビデオテープ・光ディスクを提供する第三者に処分権のないことにつき、より高い水準の注意義務が課される傾向が見えてくる<sup>83)</sup>。その理由は、被告はビデオテープ・光ディスクのレンタルを業とする者であるため、発行業者が採っている「所有権留保」というビジネスモデルにつき詳しく認識を持つものと解されるのが相当であり、また、第三者から購入した光ディスクが適法な著作物の複製物であるか否かを判断する知識も有するからである。

## (2) 輸入権違反で「適法な著作物の複製物」要件を満たさないもの

この類型の裁判例では、以下のような判断がなされることによって、輸入権に違反することが肯定された。(ア)著作権者の許諾なしに輸入された真正品につき、1993年法87条の1第1項3号の要件を検討せず、1993年法87条1項4号により違法な複製物と認定されること<sup>84)</sup>、(イ)被告の貸与したビデオテープ・光ディ

---

81) 台湾高等裁判所1996年上易字第3733号刑事判決、台湾雲林地方裁判所1993年易字第1097号刑事判決。これらの事案では、貸与権消尽を主張する被告は第三者である他のレンタル業者から係争の対象となっているビデオテープをレンタル・貸出した後、紛失その他の事由で当該第三者に弁償し、係争の対象となっているビデオテープを占有したが、その所有権を有することが認められないとされた。

82) 台湾高等裁判所台南支所1996年上更(二)字第205号刑事判決、台湾苗栗地方裁判所1997年易字第835号刑事判決、台湾高等裁判所1998年上易字第2829号刑事判決、台湾高雄地方裁判所2005年簡字第4661号刑事判決同旨。また、被告が貸与した光ディスクが真正品であるとしても、その光ディスクの表面に無断転売・貸与禁止という表示があるため、被告は係争の対象となっている光ディスクが処分権を有しない者から提供されたものを知り得たとして、善意譲受により所有者の地位を得るという主張を退けた裁判例として、台湾澎湖地方裁判所1999年易字第128号刑事判決、台湾高等裁判所高雄支所2000年上易字第946号刑事判決、台湾新北地方裁判所2003年自字第185号刑事判決、台湾台南地方裁判所2007年簡上字第199号刑事判決が挙げられる。

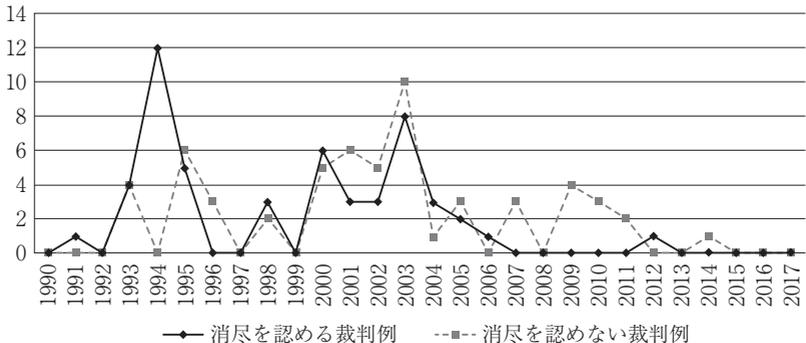
83) 台湾知的財産法院2008年刑智上易字第43号刑事判決、台湾知的財産裁判所2009年刑智上易字第32号刑事判決、台湾知的財産裁判所2009年刑智上易字第60号刑事判決、台湾知的財産裁判所2010年刑智上易字第80号刑事判決同旨。

スクが現行法 87 条の 1 第 1 項 3 号前段「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」に該当しないこと<sup>85)</sup>、(ウ)被告の貸与したビデオテープ・光ディスクが現行法 87 条の 1 第 1 項 3 号後段「入国者の荷物の一部として」に該当しないことである<sup>86)</sup>。

### 3. 貸与権の消尽に関する裁判例の結果の推移について

最後に、図 1 の貸与権の消尽に関する裁判結果の推移からは、2006 年以降消尽を認める裁判例が 1 件のみであることが見てとれる。加えて、2011 年以降貸

図 1 貸与権消尽を争点とする裁判結果の推移 (1990 年—2017 年)



(出所) 台湾司法院法学資料検索システムの資料及び蕭雄淋編『著作権裁判彙編(一)』『著作権裁判彙編(二)』より筆者が作成。

84) 台湾高等裁判所 1995 年上易字第 4205 号刑事判決、台湾高等裁判所 1995 年度上易字第 4461 号刑事判決、台湾最高裁判所 1997 年台非字第 64 号刑事判決が挙げられる。

85) 例えば、輸入者は個人利用目的で光ディスクを購入したと証言したが、被告が視聴覚著作物を取めた光ディスクのレンタルを業とする者であることを知り得たことで、係争の対象となっている光ディスクを被告に提供することは「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」にあたらぬとして、貸与権消尽の主張を退けた裁判例として、台湾最高裁判所 2001 年台上字第 1001 号刑事判決が挙げられる。また、レンタルを業とする被告が香港のネット通販を通じて、係争の対象となっている光ディスクを輸入し、他人に貸与することは「輸入者個人の頒布以外の利用に供するため」にあたらぬとして、貸与権消尽の主張を退けた裁判例として、台湾台中地方裁判所 2002 年中簡上字第 91 号刑事判決が挙げられる。

与権を争点とする裁判例が4件にすぎないことも注目に値する。

## IV 日台の対比——貸与権の立法経緯、権利対象と内容及び関連業界の状況

### 1. 立法経緯上の差異

ここで、台湾著作権法における貸与権の立法経緯及び消尽規定の構造を明らかにするため、ほぼ同じ時期で貸与権を設ける日本著作権法を比較の対象とする。前述したように、台湾著作権法における貸与権の導入（1985年）には、貸ビデオに関するビジネスが背景となっていた。それに対して、日本法上の貸与権（著作権法26条の3）は、著作者、実演家やレコード製作者の経済的利益に大きな影響を与える貸レコード業を規制するために、昭和59年（1984年）の著作権法改正により新しく設けられた権利である<sup>87)</sup>。

日本において、貸ビデオ店は1980年頃から小規模なものが現れはじめ、その後急速に普及した<sup>88)</sup>が、映画を収録したビデオテープ（CDやDVDなどのビデオソフトも含まれている）は映画の著作物<sup>89)</sup>の複製物であり、その公衆への貸与については頒布権（著作権法26条）が及ぶと考えられており、その「頒布」の概念には、映画の著作物の複製物の「譲渡」及び「貸与」の概念が含まれているため、改めて貸与権を付与する必要がないとされている<sup>90)</sup>。また、この時期

---

86) 例えば、貸与権消尽を主張する被告が係争の対象となっている光ディスクのソースである第三者の身分及び輸入の方法につき有効かつ明確な証拠を提出できなかったとして、輸入権違反で貸与権消尽の主張が認められないとした裁判例に、台湾台北地方裁判所2006年簡字第482号刑事判決が挙げられる。また、被告が係争の対象となっている光ディスクのソースである第三者の身分及び輸入の方法につき自己矛盾供述を行ったため、輸入権違反で貸与権消尽の主張が認められなかった裁判例として、台湾桃園地方裁判所2003年易字第1248号刑事判決が挙げられる。

87) 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール2』33頁〔三浦正広〕（勁草書房、第2版、2015）。

88) 著作権法百年史編集委員会編『著作権法百年史』402頁〔川瀬真〕（著作権情報センター、第1版、2000）。

89) あらかじめビデオどりしてにおいて放送される通常のテレビ番組も映画の著作物となりうるが、生テレビ番組は映画の著作物として認められない。著作権情報センター（CRIC）「文化庁著作権審議会第3小委員会（ビデオ関係）報告書（1973）」、[http://www.cric.or.jp/db/report/s48\\_3/s48\\_3\\_main.html](http://www.cric.or.jp/db/report/s48_3/s48_3_main.html)（2017.10.15）。

の日本の貸ビデオの課題は、法的整備より、権利者側による合法的なレンタルシステムの導入と海賊版の作成業者も含めた違法店の摘発による市場の浄化にあったとの指摘がある<sup>91)</sup>。

また、前述した台湾法 1998 年改正に関わる TRIPS 協定 11 条と 14 条に関して、協定制定時の交渉では、南北問題（レコードについても貸与権を認めるべきであると主張した先進国、対新種の権利である貸与権の対象を広げるべきではないと主張した開発途上国）及び北北問題（レコード貸与権の内容を排他的貸与許諾権のみにすべきであるとする米国、対排他的貸与許諾権及び報酬請求権を認めるべきであるとする日本）などの厳しい対立が生じた。南北問題については、開発途上国側も最終的には、レコードについての貸与権の盛込みには強く反対しなくなっていったため、無事に解決されたといえる。それに対して、北北問題につき米国案を採ると、1984 年にぎりぎりの政治的妥協で改正したばかりの日本著作権法を再び、それもレコード製作者に一方的に有利な形で改正せざるを得ない状況に追い込まれることになり、当時日本全国に約 6,000 店もの店舗数を有する貸レコード業の経営を一気に危機に陥らせることになるおそれがあるため、政治的にはとても不可能であった。したがって、日本は、著作権法の改正を要するような条文は絶対に受け入れられないとの方針で交渉に臨んでいた。また、交渉当事国の中で、日本のように広範な貸レコード業を有している国はほぼなかったため、日本の立場を積極的に支持する国はないという状況であった。このような状況で、最終日に至るまで日米が譲歩することなく交渉を終えた結果、事実上日本のみを例外扱いする条項（14 条 4 項）が作成されることになった<sup>92)</sup>。

90) 半田・前掲注 87) 32 頁 [三浦正広]。

91) 著作権法百年史編集委員会・前掲注 88) 377 頁 [川瀬真]。

92) これに対して、米国が映画製作者と貸ビデオ業との間で形成されている既存の契約秩序が崩れてしまう可能性があるとの理由から映画の著作物にも無条件の排他的貸与権を付与するような協定は受け入れられないと主張していた。したがって、TRIPS 協定 11 条ただし書は、上記の事情が背景となっていた。尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』66-68 頁、76-77 頁（日本機械輸出組合、初版第 2 刷、2012 年）。

## 2. 権利対象と内容上の差異

台湾著作権法における貸与権は、視聴覚著作物の複製物であるビデオテープに限定されず、全部の種類が権利の対象となるが、権利制限規定としての消尽規定も設けられている。それに対して、日本法上の貸与権は、映画の著作物を除くその他の種類の著作物が権利の対象になる。ただし、2004年に著作権法附則4条の2<sup>93)</sup>が削除される以前に、書籍と雑誌については、貸与権の規定は適用されないこととされていた<sup>94)</sup>。したがって、日本の読者にとって、台湾著作権法における貸与権の権利対象を把握するために、日本法上の貸与権と頒布権のうち「貸与」の部分に合わせて検討する必要があると考える。

日本の学説上、貸与権が消尽すると著作権者は得られるはずの経済的利益を確保するため、利用者の目的を問わず、著作物に高価格を設定する可能性が上昇する一方、貸与に用いられない著作物の複製物に関して、その最初の譲渡により得られる対価が過大なものとなり、著作物の普及や使用に支障が生じるため、貸与行為は消尽の範囲外であると解する見解がある<sup>95)</sup>。しかし、中古ゲームソフト訴訟大阪事件最高裁判決<sup>96)</sup>は、公衆に提示することを目的としないゲームソフトの複製物の譲渡について、著作権の保護と社会公共の利益との調和という理念、著作物の複製物の円滑な流通の確保及び二重の利得の不当性を理由として、頒布権が消尽することを認めたが、消尽すると判断した権利を「頒布権のうち譲渡する権利」として特定したため、頒布権のうち貸与する権利については、消尽しないことを示唆するものと考えられる<sup>97)</sup>。したがって、日本法には、台湾法のように貸与権の消尽原則を認める余地がないといってもよいのではなからうか。

---

93) 日本著作権法附則4条の2は、「新法第26条の2の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない」としていた。

94) 半田・前掲注87) 44頁 [三浦正広]。

95) 田村善之『著作権法概説』161頁（有斐閣、第2版、2003）；半田・前掲注87) 10頁 [斉藤浩貴]。

96) 最一小判平成14・4・25民集56巻4号808頁（中古ゲームソフト訴訟大阪事件最高裁判決）。

97) 半田・前掲注87) 7-9頁 [斉藤浩貴]。

### 3. 関連レンタル業の状況

前述したように、台湾では、貸与権の導入による貸ビデオ業界への衝撃を低減するために、追加立法としての消尽規定が導入された。しかしながら、貸与権の一連の関連立法の中心となっている貸ビデオ業には、業界全体を統括する団体にも公式の統計データも存在していないというのが現状であるため、前記の立法目的が達成される否かを検証する手段は少ないと考えられる。現時点で取得できるのは貸ビデオ業界の関係者へのインタビューにより作成された資料に限られる(図2を参照)。また、インタビューによると、1985年から始まる貸ビデオ店数の急減の理由として指摘されるのは、貸与権の導入による権利者に与える独占的な地位、和解金又は損害賠償金を狙う刑事訴訟の提起の多発及び貸ビデオのレンタル許諾使用料の高騰などが挙げられる。また、貸ビデオ店数の急減に伴い、レンタル業者はBコピーを行う必要が減りつつある一方、権利者側も1992年からの著作権法制度面での権利執行の強化及び業界構造の変化に応じて、Bコピーを黙認しない傾向がみられる<sup>98)</sup>。したがって、1990年に導入され、貸与権の導入による独占状況を緩和させ、権利者に対抗しうる法的手段を利用者に与える消尽規定は貸ビデオ業界の1985年からの急衰退を一定程度に収めたことをうかがわれるが、貸ビデオ業界をその急衰退から脱却させることもBコピーを完全に是正することもできないと考えられる。

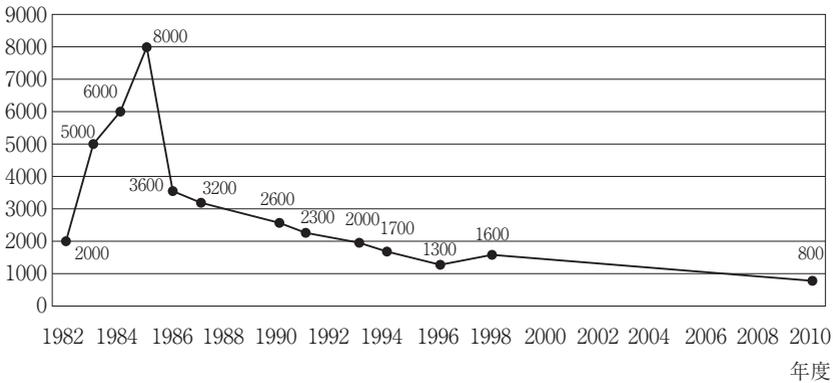
それに対して、日本法における貸与権導入の背景となっていた日本の貸レコード業の状況については、店舗数の推移というより信頼できる量的データが得られる。日本レコード協会の調査によれば、1981年6月で約500店、同年12月で約1,000店、1983年8月には1,800店を超え、その後も急速に店舗数が増加し、1989年12月には6,213店となり、ピークを迎えた(図3参照)<sup>99)</sup>。その後は年々減少に転じ、最新のデータによると、2016年6月に2,243店となっている<sup>100)</sup>。上記の減少傾向は、新譜発売後の一定期間の貸与禁止が日本音楽著作権協会、日

98) 王維菁・前掲注23) 138-146頁。

99) 半田・前掲注87) 46頁 [三浦正広]。

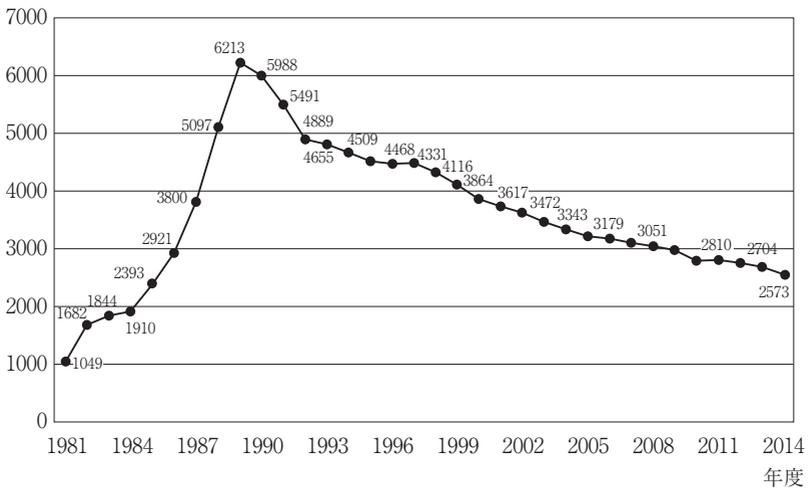
100) 日本レコード協会「CDレンタル店調査」2016年度」<http://www.riaj.or.jp/f/report/rental/2016.html> (2017.10.15)。

図2 台湾における貸ビデオ店舗数の推移（1982年—2010年）



(出所) 王維菁「著作権與台湾影視産業的政治經濟分析：著作権法、影視産業與市場控制史」新聞學研究 111期 147頁 (2012)。

図3 日本における貸レコード店舗数の推移（1982—2017年）



(出所) 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタル2』46頁〔三浦正広〕(勁草書房、第2版、2015)；日本レコード協会のCDレンタル調査に基づき作成したもの。

本レコードレンタル商業組合などの利害関係者の間で合意され実施されることに起因すると考えられる<sup>101)</sup>。たとえ図3で示されている時系列のデータに基づいて、1989年からの減少傾向と1984年に導入された貸与権との間で、有意な相関関係が認定されるとしても、両者間に因果関係があると認めるに足りる証拠になっていないことが明らかである。

したがって、図2と図3を対比すると、日本の貸レコード業も貸与権の導入により一定程度の影響を与えたが、台湾の貸ビデオ業の受けた負の影響には及ばないことがうかがえる。その点については、著作権者と利用者などの利害関係者の間の関係を含む日台のレンタル産業の構造の差異による結果であるか否かをさらに検証する必要があると考える。

## V むすび

前述した台湾著作権法における貸与権に関する立法経緯から見れば、消尽原則は、全部の種類の著作物に貸与権を与える1985年法改正の下、国民生活への衝撃を減少するために著作物の利用者である所有権者の所有物を自由に処分する利益（所有権）を保護すべきという政策判断に基づき導入されたものとも言える。すなわち、貸与権消尽原則に関する一連の立法は、著作権者と利用者との利益調和の理念により、著作権法の仕組みを調整するものであり、国際関連条約との調和の結果でもある。

しかし、貸与権を導入してから32年経過した今、デジタル化の波が押し寄せる台湾社会では、レンタルされた視聴覚著作物を収めたCD、DVDやブルーレイなどの光ディスク記録媒体に関するダビング技術の発展は相当に進んでいる。そのような中で、台湾著作権法では、光ディスク関連技術の進歩に応じて、光ディスクの複製により他人の著作財産権を侵害する海賊版製品に対して、処罰を加重する法改正（現行法91条第3項、91条の1第3項前段）が行われてきた。これに対して、ビデオテープ関連機器の生産もほぼ終了している現在、貸与権の消

---

101) 著作権法百年史編集委員会編・前掲注88) 392頁。

尽を争点とする裁判例が近年にほとんど現れていないこと（図1参照）及び台湾における貸ビデオ関連ビジネスが衰退していること（図2参照）に鑑みると、1992年法改正と1998年法改正の際に、視聴覚著作物に完全なる貸与権を与えない理由である「貸与されたビデオテープが無断に私的複製されることも減っていること」などについて改めて検討すべきではないかと考える。すなわち、貸ビデオ業の不況を回復することより、視聴覚著作物の著作権者と光ディスクレンタル業者との間での現在の契約秩序、光ディスクのレンタルにより起こされる著作権侵害の現状を子細に検証していく必要がある。要するに、導入当時の政策判断に拘束されることなく、現時点でのレンタル業における著作権者と利用者との利益関係、力関係や契約関係を分析した上、TRIPS協定11条ただし書の適用により現行法の枠組みを維持すべきか、それとも同協定11条本文に従い視聴覚著作物に完全なる貸与権を与える法改正を行うべきかについて、検討する時期が来ているように思われる。

さらに、台湾著作権法における貸与権消尽原則は、ほぼあらゆる著作物に適用しうるため、前記の分析に際して、光ディスクレンタル業に限らず、他のレンタル業の事情及び、有償無償を問わず貸与行為により著作権者の経済的利益への影響も十分に調査すべきである。例えば、貸本業の現状及び図書館の貸出行為（無償貸与と評価すれば）により市場での売上げにいかなる影響があるのかという点などが挙げられる。

また、日本法では、貸与権消尽原則が認められず、著作権法113条5項に規定される音楽レコードの還流防止措置を除く真正品の並行輸入が許されるのが現状である。したがって、前述した台湾法上の課題には、解釈論的に直接的な示唆が得られないかもしれない。しかし、立法論上、貸与権消尽原則を否定する学説と裁判例は、完全なる貸与権をあらゆる著作物に与える必要があるか否かを検証するにあたって、参考にする価値があると考えられる。